

関西龍舟 会則

平成 30 年 4 月 1 日 施行

(クラブの名称)

第1条 本クラブは「関西龍舟(かんさいりゅうしゅう)・英語名「Kansai Dragons」と称する。(以下クラブ)

(目的)

第2条 クラブの目的は以下のとおりとする。

- 1、ドラゴンボート愛好者が気軽にドラゴンボート活動を楽しむ。
- 2、広く一般にドラゴンボートを普及する。

(活動内容)

第3条 クラブの活動内容は以下のとおりとする。

- 1、毎週土曜日・日曜日及び祝日の練習。
- 2、各種公式大会・地方大会への参加。
- 3、地域貢献及び普及活動、ボランティア活動。
- 4、レクリエーション活動。

(活動拠点)

第4条 クラブの活動拠点は以下のとおりとする。

芦屋市浜風町 30-2 兵庫県立芦屋海洋体育館 ASHIYA MARINE CENTER (以下海洋体育館) を活動拠点とする。

(会員資格)

第5条 クラブの会員資格は以下を満たした者とする。

- 1、クラブの目的、活動内容に賛同した者。
- 2、規定の年会費を納めた者。
- 3、18歳未満は保護者の同意書を必要とする。

(会員の遵守事項)

第6条 会員は以下の事を遵守しなければならない

- 1、クラブの会則・細則・決定事項、その他クラブの活動に関する法令・規則。
- 2、練習中・大会中の飲酒の禁止。
- 3、営利、宗教、政治を目的とした活動の禁止。
- 4、暴力団等の反社会的勢力に該当する行為の禁止。
- 5、重複した同業他チームへの登録の禁止。
- 6、クラブや他会員の名誉棄損及び迷惑行為の禁止。
- 7、上記事項を遵守出来ない場合は、役員の決定により退会させる事が出来る。

(定期総会・人事総会)

第7条 クラブは定期総会・人事総会を以下のように開く。

- 1、年間1回開催する。
- 2、委任状含む会員の過半数の出席をもって成立する。
- 3、総会の議決は、委任状含む出席者の過半数をもって決定する。
- 4、総会の議長は役員が行う。

(臨時総会)

第8条 クラブは以下の場合、臨時総会を開く事が出来る。

- 1、役員が決議したとき。
- 2、会員の3分の1以上の要請があったとき。
- 3、臨時総会の運用は定期総会に準じる。

(役員)

第9条 クラブは以下のとおりの役員を設置する。

- 1、代表：クラブの運営総括責任者（任期1月1日～12月31日）。
- 2、事務局：クラブ年間活動の立案実行・運営係の統括・代表不在時の代行（任期1月1日～12月31日）。
- 3、監督：競技活動及び参加レースの立案実施（任期11月1日～10月30日）。
- 4、役員は人事総会にて決定する。

(運営係)

第10条 クラブは以下のとおり運営係を設置する。

- 1、運営係の構成は、会計係・大会係・用具係・メンテナンス係・広報係・ユニフォーム係とし、その他必要に応じ運営係を設置する。
- 2、運営係は定期総会にて決定する。
- 3、監督は競技活動にあたり、キャプテン及びコーチ、その他必要な役割の指名を行う。

(活動経費)

第11条 クラブの活動経費は以下のとおりをもって充てることとする。

- 1、会員の年会費
- 2、その他の収入

(会則変更)

第12条 会則の改正は、総会の決議により改正することができる。

(その他)

第 13 条 会則に関する細則を別途定めることとする。

付則 この会則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。